

第835回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年12月18日（火）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第834回教育委員会会議録の承認について
- 4 第835回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
 - (1) 県立光明支援学校における児童の事故に係る検証について (特別支援教育室)
 - (2) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について (高校教育課)
 - (3) 松島自然の家の移転候補地について (生涯学習課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 第339回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 教育功績者表彰について (総務課)
 - 第2号議案 職員の人事について (教職員課)
 - 第3号議案 平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について (高校教育課)
- 8 課長報告等
 - (1) いじめの問題への取組状況等に係る緊急調査の結果について (義務教育課・特別支援教育室・高校教育課)
 - (2) 平成25年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について (高校教育課)
 - (3) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
 - (4) 水産高等学校渡波校舎の復旧工事の進捗状況について (施設整備課)
- 9 資料（配付のみ）
 - (1) 平成26年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について (教職員課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第 8 3 5 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 青木委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
伊東教育次長, 熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長,
加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長,
氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長,
後藤文化財保護課長 外
- 5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 3 4 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 3 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 青木委員及び伊藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議 事

第 1 号議案 教育功績者表彰について

第 2 号議案 職員の人事について

委 員 長 議事の第 1 号議案及び第 2 号議案については, 非開示情報等が含まれていることか
ら, その審議については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議については, 秘密会とする。
なお, 秘密会とする案件のうち議事の第 2 号議案については, 本日速やかに処理する
必要があることから, 先に第 2 号議案を審議することとし, 残る案件については, 次回
教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 県立光明支援学校における児童の事故に係る検証について

(説明者: 教育長)

県立光明支援学校における児童の事故に係る検証について, 御報告申し上げます。

資料は, 1 ページ及び別冊の報告書となる。

資料 1 ページを御覧願いたい。「1 事故の概要」であるが, この事故は, 本年 6 月 2 2 日, 光明支援学
校において, 給食指導中に, 重度・重複障害のある小学部 3 年の男子児童がオレンジを喉に詰まらせ, 心
肺停止状態に陥り, 救急車で搬送されたとの事故であり, 本児は, 現在も意識不明の状態が続いている。

安心・安全であるべき学校の教育活動の中で, このような重大な事故が発生したことは極めて遺憾であ
り, 事故に遭われた児童とその御家族に, あらためて深くお詫び申し上げますとともに, 児童の一日も早い

回復を心よりお祈り申し上げるものである。

今回の事故に関する検証の方法であるが、このような事故を二度と起こさないよう、事故の要因を検証し、再発防止策を検討するため、教育庁内に学校運営管理監をトップとし、関係課室長や知的障害特別支援学校の校長で構成する事故検証チームを設置し、光明支援学校の教職員等の関係者から聴き取り調査を行うとともに、有識者から意見をお聴きしながら検証を進めてきた。

その検証結果を、別冊の「宮城県立光明支援学校給食事故検証報告書」として取りまとめたところである。今回の検証により、給食の食材や提供方法、保護者との連携、職員間の情報共有と協力体制、また、緊急時の対応等、改善すべき様々な点が明らかになったところである。

今回の検証結果を踏まえ、特別支援学校における児童生徒の安全確保を最優先に、給食指導に関する改善策を着実に実施し、再発防止に万全を期してまいる。

なお、検証結果の詳細について、特別支援教育室長より御説明申し上げます。

(説明者：特別支援教育室長)

引き続き、県立光明支援学校における児童の事故に係る検証について、御説明申し上げます。

別冊「県立光明支援学校給食事故検証報告書」の6ページを御覧願いたい。

はじめに、事故の概要であるが、この事故は、学校の1階プレイルームで発生したものである。資料の配置図に記載のとおり、事故発生時のプレイルームには、“丸印”で示された児童14人に対して、“黒塗り四角印”で示された10人の教員と看護師2人が給食指導を行っており、資料中央の少し上に記載している“太い丸印”で示された本児童に対しては、主担任である教諭Aが1対1で給食を提供していた。今回、喉に詰まらせたオレンジは、本児童の持病であるてんかんの薬との飲み合わせの関係から、グレープフルーツの代替として提供されたものであり、担任が、一房を4分の1程度に手でちぎり、児童の口に運んでいたものである。

次に、7ページを御覧願いたい。「(5) 事故発生の経過」であるが、当日の児童の様子は、登校した後、いつも見られる肘這いが無いなど、体調の不良を推測させる所見があった。また、11時40分ごろに給食を食べ始めたが、食はあまり進まなかったとのことである。

次に、8ページとなるが、全食事量の3分の1程度を終え、2房のオレンジのデザートに移り、時刻は不詳であるが、12時過ぎにオレンジ2房目の最後の4分の1を口に運び終えた時、担任Aは、本児が苦しそうな表情をし、手足が硬直するなどの異変に気付いた。これを見た担任Aは、本児が持病のてんかんの発作を起こし、発作とほぼ同時にオレンジを喉に詰まらせたものと判断し、口の中に手を入れる、背中を強く叩くといった処置を行ったが、異物は確認できず何も取れなかったため、寝せた状態で処置ができるよう本児を教室に移動させた。

次に、9ページの中段から10ページとなるが、12時12分に知らせを受けた教頭が、職員室から救急車の要請を行うとともに、養護教諭も含めた他の教員、看護師、校長・教頭らが教室に駆けつけ、背中を叩く、腹部の圧迫、吸引等の処置を行ったものの異物を摘出することはできなかった。12時17分には救急車が到着し、その後、救急隊員によりオレンジが摘出された。摘出物そのものは、既に搬送先の病院で廃棄されており、形状等の特定はできなかったが、皮と思われる白いものを含んだオレンジの一部を救急隊員が摘出するのを、数人の教職員が確認している。その後、12時40分ごろに病院に向けて出発し、病院到着後に本児の心臓は動き出したが、自発呼吸は戻らなかった。

次に、11ページを御覧願いたい。今回の事故に関する主治医の見解であるが、主治医は、「本児については、てんかんの発作が起き、事故につながったことは考えられない」としている。

次に、12ページから13ページにかけて、「5 有識者等の意見」を記載しているが、「(1) 摂食指導関係」については、専門家である歯科医師から「固形のオレンジは、嚥下力に問題がある児童にとっては、適切な食材ではないこと」などの意見をいただいている。また、「(2) 救急医療関係」では、救急救命の専門医から「意識の有無によって、救急処置の内容が異なり、意識がない場合は、人工呼吸等の心肺蘇生を優先させることが原則」との指摘がなされるとともに、「てんかん発作が起きた可能性」については、「てんかんの持病を持つ子どもが食事中に発作を起こすケースは、ままあり、むせたという状況ではなかったのならば、発作が起きた可能性も否定できないのではないか」との意見をいただいている。さらに、

「(3) 保護者会」については、特別支援学校のPTA連合会会長から記載のような要望があった。

続いて、「6 県立特別支援学校の給食に関する調査結果等」として、今般、県立特別支援学校における給食指導の状況について、あらためて調査を行い、その調査結果を14ページから16ページにかけて記載している。

次に、17ページを御覧願いたい。ここまでの内容を踏まえ、「7 事故の検証と今後の防止対策」としてまとめて記載している。

特別支援学校における給食指導は、児童生徒が将来自立するための基礎をつくる大切な役割を担っているが、指導の前提として、児童生徒の安全の確保が最優先されるべきであり、命を預かる学校関係者として、このことを常に肝に銘じなければならないことを、あらためて深く認識させられた。

今回の事故を、光明支援学校だけではなく、県立特別支援学校全体にかかわる問題として捉え、再発防止に向けて、報告書においては6つの改善策を挙げている。

まず、「(1) 給食の内容と提供の方法等」である。摂食指導の有識者から、「固形のオレンジは嚥下力に問題のある児童には適さない」との御指摘があったが、当日、本児に固形のオレンジが提供された背景には、栄養士は、オレンジは絞って提供されることを想定していたものの、担任との間で意志疎通が図られていなかったこと、また、担任は、前年度に本児がスイカを固形の状態で食べるのを見ていたため、オレンジも大丈夫だと思ったこと、さらに、オレンジを固形のきざみ食として食べさせることについて、保護者に確認していなかったことなど、複合的な要因が重なり、事故が起こったものと考えられる。こうした点を踏まえ、今後、食材や調理方法等の研究を行い、誤嚥等のリスクの少ない給食内容とすることなど、18ページ中段の枠の中に示したような改善を図ってまいりたいと考えている。

続いて、「(2) 健康観察の対応」については、事故の経緯でも御説明したとおり、本児は、当日朝から、体調不良を伺わせる複数の所見があったが、この情報は他の教員らには伝えられず、保護者に確認することは行わなかった。こうした所見に見られた本児の不調が事故に結びついたかどうかは不明であるが、何らかの予防的な対応をとることもできたのではないかと思われる。そのため、特に、重度・重複障害のある児童生徒については、家庭からの連絡も踏まえて、小さな体調不良の要素も見逃さないようにするなど、19ページに記載したような改善を図ってまいらる。

続いて、「(3) 事故発生に対応した緊急マニュアル」であるが、「①救急車の要請について」、当日は、マニュアルにしたがって教頭が救急車を要請したが、そのマニュアルには「生命第一の観点から、これ以外のルートでも要請できる」とされており、事故発生場所から携帯電話でより早く救急車を要請することも可能であった。また、「②救急処置について」、「意識がない場合は、背中を叩いたり、腹部を圧迫したりするといった方法ではなく、人工呼吸等の心肺蘇生を優先することが原則である」との指摘が救急医からあったが、教職員はこの知識を十分に持ち合わせておらず、現場では、詰まったオレンジを取り出すことを優先し、人工呼吸は極めて短時間実施しただけであった。これらの反省を踏まえて、20ページ中段に記載のとおり、一刻を争う場合には、現場から携帯電話で直接救急車を要請すべきこと、実施すべき救急処置をマニュアルに明記すること、シミュレーション訓練を定期的実施することなどが必要であると考えている。

続いて、「(4) 職員の協力体制の見直し」であるが、事故発生直後、担任が異変に気づいてから本児を教室に連れて行くまで、担任一人で対応していた。その背景には、教員の間で、担当外の児童の状況にまで声をかける雰囲気は日常的になかったことが挙げられる。このことが、誤嚥という重大事故の発生について、他の教職員が気付くのが遅れるという結果につながった。このため、21ページ上段の枠の中に示したように、事故発生時の学校内の役割分担を明確にしつつ、職員の専門性を生かした組織対応ができるような体制を構築すること、また、共通のケース会議を設置することなどにより、日ごろから情報と認識の共有に努めることとしている。

続いて、「(5) 給食指導に係る保護者との連携」であるが、この担任は、前年度も重度・重複の子どもたちの担当をしており、本児の様子を見ていたこともあって、担任となった年度当初、給食の内容について、本児の保護者との間で意志疎通を十分に図っていなかった面があった。こうした反省を踏まえ、給食の内容に係る保護者への確認を確実に実施するとともに、新旧担任の引継においては、児童生徒の安全に

直結する「給食に関する事柄」を特化して引き継ぐなどの改善が必要と考えている。

続いて、「(6)研修の体系化と充実」については、これまでも摂食指導に関する研修会を実施してきたところであるが、各教職員の知識、技能の習得を目的とした講義や演習が中心であり、事故防止につながるような内容は十分ではなかった。そのため、今後は、摂食指導に係る研修の体系化を図り、事故防止の視点をより重視した内容となるよう、見直しを図ってまいりたいと考えている。

なお、光明支援学校においては、24ページに記載したような改善策を既に実施しているところである。また、すべての県立特別支援学校において、給食に関する児童生徒の個別指導計画の再確認を実施したほか、先月、特別支援学校長会議を臨時に開催し、緊急対応マニュアルの見直しや職員間の情報共有の徹底と協力体制の構築、事故等を想定したシミュレーション訓練の実施等を指示している。さらに、各学校の栄養士、給食主任等を対象とした給食内容に関する研修や、養護教諭を対象とした救命救急に関する研修を実施し、給食指導の安全の確保に努めているところである。

最後に、25ページには、今回の検証の総括を記載している。安全安心であるべき学校の教育活動の中で、このような重大な事故が発生したことについて、事故に遭われた児童とその御家族にあらためてお詫び申し上げるとともに、児童の一日も早い回復をお祈り申し上げる次第である。

今回の事故を極めて重く受け止め、各学校における改善策を着実に進め、児童生徒と保護者に信頼される支援学校となるよう強く指導してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 検証報告書の13ページの「(3)保護者会」について、一番上の“丸印”に「担任と保護者がお互いに意思疎通ができるのは、5月の個人面談の時であり、そこでこの先一年、担任とうまくやっていけるかがわかる。」とあるが、その面談は年1回だけの実施となっているのか。

特別支援教育室長 担任と保護者が接する機会については、4月の始業式後の学級懇談等でも設けている。また、例年5月に実施している個人面談については、各人ごとの課題等について話し合う時間としている。

佐竹委員 保護者と詳しく話す機会は、通常であれば、年1回実施しているとの認識で良いか。

特別支援教育室長 5月の個人面談は、個別の教育支援計画等を策定するために実施している。それ以外に、各学校・各学級では、学期末等を利用して個人面談を実施する機会もある。

佐竹委員 小・中学校であれば、授業参観等の機会に父兄の方々が参加しているが、支援学校は、例えば、授業参観だけではなく、子どもたちと一緒に食事するような機会はないのか。

特別支援教育室長 授業参観は、小・中学校と同様に定期的で開催している。その際には、給食の様子等の参観についても御案内しているが、現状では、参観される保護者はそれ程多くないと聞いている。

佐竹委員 支援学校では、大事なお子さんを預かり、学校生活を営ませているので、このような事故が起こる前に、担任と保護者が十分に話し合える機会を設けていければ良かったのではないかと思う。例えば、保護者の一日体験のように、子どもたちと一緒に行動する機会や、始業から給食までの時間を一緒に生活することなど、保護者に対し、子どもの学校生活の状況を十分に確認できる機会を提供していくことも必要ではないか。

また、今回の検証結果によれば、栄養士は、担任がオレンジを絞って、当該児童に提供しているものと思っており、そのような不確実な連携が、今回の事故につながったものと思われる。学校は、どの場所、どの部署でも安全・安心な環境が提供されるべきであり、思い込みなどによる危険な状況が発生しない連携システムの構築が必要である。

さらに、家庭と学校で、学校における子どもたちの様子等を記載した日誌をやり取りしているようであるが、書面だけでは十分に伝わらない内容もあると思うので、月に1回程度は、各家庭と情報交換していくことも必要ではないかと感じた。お互いに情報を共有することが重要であるが、その意思疎通が図られていなければ、意味のないものと

なる。そのようなことも今回の事故の一つの要因となっていると思う。

特別支援教育室長

今回の検証結果から、これまでの対応等に関する多くの落とし穴が浮き彫りとなっているので、危険性が少しでも含まれているような部分については、必要以上の気配りをしていただき、教職員の方々は、そのことを常に意識しながら取り組んでいただきたい。

御指摘いただいた保護者等との連携については、各学校に周知徹底してまいりたい。また、新たに入学する児童生徒については、保護者の一日体験等を含め、保護者と担任の接する機会を増やしていくこととしたい。

2点目の給食の提供方法に関する栄養士と担任の意思疎通が図られていなかったことについては、学校内における体制を整えていくことが必要であることから、職員間で、その意図が確実に伝わるよう、各学校に周知徹底していきたい。また、給食の提供等に関しては、栄養士と給食主任等を対象とした研修会を実施したところであり、その研修会においても、給食の提供方法に係る十分な体制を整えるよう指示したところである。

3点目の家庭との連絡であるが、通常は連絡帳により、日々の健康面の状況等を共有しているところである。また、先ほど申し上げたように個別の教育支援計画の確認や内容の検討等、各家庭と話し合いながら進めていく必要があることから、学期ごとに保護者との面談等の機会を設けることとしたい。

佐竹委員

家庭との連絡のほか、例えば、医療機関等に通っている子どももいるはずであり、医療機関を含む各関係機関との連携も重要になってくると思うがいかがか。

特別支援教育室長

関係機関との連携については、以前の定例会の際に各委員から御指摘いただいた部分である。子どもたちへの接し方に関する専門医からのアドバイスや、てんかん発作等の持病に関する情報等について、保護者を通じて得ることとしており、その把握には万全を期していきたいと考えている。

佐竹委員

すでに対応している部分もあると思うが、今後も万全を期して取り組んでいただきたい。

遠藤委員

栄養士は、担任がオレンジを絞って提供するものと想定していたとのことであるが、それを意図していたのであれば、オレンジを絞ることを担任等に指示すべきであったと思う。食事に関する専門家は栄養士であり、その提供に関して責任を持って対応すべきであったと思う。また、支援学校には、看護師や養護教諭等の専門職員もいるため、教員だけが頑張っただけで対応することはなかったのではないかと思う。

また、事故の経過に記載されているが、その児童の担任は、児童が登校した際、下車時に笑わない、目の縁が赤くなっていることが気になった、あるいは、定時の排泄がない、給食前の肘這いがなかったことなど、保護者が連絡帳に書いていなかったことにも気付くような素晴らしい先生であると思う。しかし、その状態を察しながら、誰とも情報を共有しなかったことが、今回の事故の一番の問題点であると思う。児童の様子の変化に気付いた際には、朝の健康観察時に巡回する学部主事や養護教諭等の他の職員にも伝える。あるいは、児童の状態を看護師に診てもらうこともできたのではないかと思う。担任が一人で抱え込むことなく、多くの教職員で情報を共有することが一番重要である。

また、日常の子どもたちの状態を伝え合うことにより、学部全体の子どもたちの様子を全職員が共有することにもつながると思う。子どもたちは、一日のうち6時間ほどの学校生活を送っているが、それ以外の大半の時間を家庭で過ごしているため、睡眠時間や朝食の摂取状況等の情報を家庭から得ることも重要である。学校に登校した時点で、子どもたちの様子に変化があるのであれば、その家庭にも確認するよう徹底いただきたい。“誰かがやるであろう”との意識ではなく、各担任や看護師等、学校内の教職員が連携・協力し、一人の子どもを見守る努力をしていただきたい。

特別支援教育室長

委員御指摘のとおり、健康観察、食事の提供方法等、その問題意識の共有が機能して

いなかったこと、共有する場もなかなか持てずにいたこと、そして、それぞれの職員の果たすべき役割が共通して機能していかなかったため、今回の事故に至ってしまったものと考えており、今回の検証により、そのような体制が、あらためて確認されたところである。各支援学校には、専門性の高い各職種の教職員がいるため、その専門性を生かしながら、子どもたちを見守っていけるよう、今後も指導してまいりたいと考えている。

佐竹委員

以前、支援学校を視察した際、決して個人主義のスタイルではなく、自分の担当する子ども以外にも気配りされていたとの印象であり、担当する子どもたちを見ながらも、各先生が声を掛け合ったり、子どもたちにも声を掛けていたりする姿勢が見られた。先生方は、担当するお子さんに一生懸命向き合っており、我が子以上に向き合っているその姿勢には、本当に頭が下がる思いで拝見させていただいた。支援学校の先生方がお互いに意思疎通が図られていないような方向にまとまっていくことは残念であるので、これまで以上にお互いに声を掛け合いながら子どもたちを守っていただきたいと思う。

また、今回の事故は、本当に残念であり、学校の指導体制等を見直す部分が見えてきたと思うが、それらも踏まえ、先生方には一生懸命に取り組んでいただき、子どもたちが笑顔になれるように、そして、子どもたちの父兄の皆さんの信頼を得られるよう、心を切り替えて取り組んでいただきたい。

教育長

各委員から多くの御意見をいただいた。特に、遠藤委員から御指摘のあった専門性の高い人達が集まっている支援学校における情報を共有していくことの重要性であるが、裏を返せば、今回そのような情報の共有が行き届いていなかったために今回の重大な事故が発生してしまったことは、大変反省しているところである。

今後、子どもたちを担当する教員だけではなく、それぞれの専門性を持った職員も含め、それぞれが気付いたことを口に出し、学校全体で情報を共有するよう徹底してまいりたい。また、各学校にも共通した内容であるため、情報の共有には万全を期してまいりたい。

青木委員

報告書の10ページに「F看護師は、救急隊員により鉗子でオレンジの小片が摘出され、ビニールで掴むのを3回見た。」とあるが、そのうち「ビニールで掴むのを3回見た」とは、どのような状況であったのか。

特別支援教育室長

救急隊員が鉗子でオレンジの小片を出した際、それを入れる物がなかったため、救急隊員がビニール袋に入れているところをF看護師が見たということである。

青木委員

鉗子でオレンジの小片が取れたと理解して良いか。

特別支援教育室長

そのとおりである。

青木委員

そうであれば、各支援学校に鉗子を常置し、同様の状態になった場合の一つの手段とできないのか。

特別支援教育室長

鉗子を喉の奥に入れることは医療行為となるため、学校に常置することはできない。

青木委員

看護師でもできないのか。

特別支援教育室長

病院外では、医師の指示に基づき、特定の者に対し、特定の指示を受けて実施するとの制約があるため、看護師であってもできないこととなる。

青木委員

救急隊員は、医療行為の資格を持っているのか。

特別支援教育室長

救急隊員に関する情報は持ち合わせていないため、詳細は不明であるが、先ほどのとおり、学校における医療的行為については制約がある。

青木委員

制約があるとはいえ、今回のような緊急時に、鉗子を使用して取れるのであれば、医師から特別の許可を得るなどした上で、看護師による措置を行うこともできないのか。

特別支援教育室長

委員御指摘の行為については、もう少し研究させていただきたい上、可能であるか検討してまいりたい。

青木委員

感想となるが、先生方が一生懸命に取り組んでいるのに、今回のような事故が起きることは、とても残念なことである。このような事故が二度と起きないように十分すぎるほ

どの対策を取っていただきたい。また、先生方は、一生懸命取り組んでいる先生方に対し、何らかの処分があるか分からないが、是非御配慮いただきたいと思う。

伊藤委員

17ページの「7 事故の検証と今後の防止対策」について、(1)から(6)までの改善策を含めた説明を受けた。また、24ページには「8 光明支援学校における改善内容」として、①から⑤まで記載されているが、これは、17ページの改善策が集約されたものと理解して良いか。あるいは、記載のような改善策を講じてきたものの、今後、さらに改善していく内容があるのか。また、24ページの改善内容の大部分は過去形で表記されているが、そのうち④の二つ目の“丸印”では、「今後、当該専門家から、継続した指導をしていただく予定である。」と記載されている。今後、具体的な内容を詰めていくものと思うが、その具体的内容については、学校から特別支援教育室に報告されるのか。

また、先ほどから意見が出ている情報の共有については、本当に大事であり、重要なことだと思う。教職員の方々が各関係機関の専門の方々と互いにサポートし合い、進めていけるよう、このような改善に取り組んでいるのだと思う。その一方で、現場の教職員に対する処遇について、その状況に見合う十分な手当が出されているのか。今後は、そのような部分も含めて検討していただきたい。

特別支援教育室長

24ページの光明支援学校における改善内容については、これまで講じてきた改善策を記載している。

2点目の学校からの実施状況報告であるが、こちらから指示した内容に対しては、常に報告するよう指導している。今後開催する校長会議等において、あらためて各学校に周知していきたい。また、研修会等の実施に当たっては、参加した者だけが熟知することなく、その情報が学校内に浸透するよう、研修内容に関する伝講会をすることとしている。その伝講会の実施状況についても、各学校から報告を受けているものである。

御指摘いただいた学校内における情報の共有については、光明支援学校の改善策にも記載しているように、ミーティングなどの機会を設けて、各学部、各チームで話し合う場を設けるよう、各学校にあらためて指導したところである。

遠藤委員

22ページ中段の改善策について、「摂食指導を特定の教員だけの課題とせず、学校全体の教育課題として扱い、必要な研修を実施する。」とあるが、これは大変良い取組であると思うが、次の24ページの改善内容の④を見ると、研修会には「A課程の教員を中心として約50人出席」と記載されている。この摂食指導に関しては、喉に詰まらせることだけではなく、肥満の問題もある。私が務めている施設でも、極端な肥満の人もいるが、その食べ方を見ていると非常に早いペースで摂取している。また、摂食指導として、千木良医師の御意見も記載されていたが、その先生から聞いた話によると、高等部を卒業した子どもたちでも、50歳代から60歳代になってくると、食事の飲み込みが悪くなり、誤嚥性肺炎を引き起こす例があることから、障害がある人も健常者も良く噛んで食べる習慣を学生時代にきちんと身に付けさせれば、健康維持にも効果があるとのことであった。

22ページの改善策に記載されているように、「学校全体の教育課題として扱い、必要な研修を実施する。」ことの一環として、すべての教職員に関心を持っていただき、各現場での取組に活用していただきたいと思う。

特別支援教育室長

24ページの④の光明支援学校における研修については、A課程のみの教員を先行して実施したものである。その摂食に関する研修については、教員、栄養士、調理人等の各職種、それに、校長、教頭、教務主任等の管理側の職員、新しく特別支援学校に転入した職員を含め、すべての教職員が、一度は研修を受講するよう取り組んでまいりたいと考えている。

(2) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者：教育長)

平成26年度宮城県立中学校入学者選抜方針等について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから4ページとなる。

資料2ページを御覧願いたい。県立中学校入学者選抜方針については、志願する児童が小学6年生に進級する前に、その児童及び保護者が、対象となる入学者選抜についての情報を得て、十分に検討ができるよう配慮していることから、この時期に決定しているものである。平成26年度の選抜方針については、平成25年度の選抜方針の趣旨と変わりはないが、文言等の整理を行っている。

資料3ページの「選抜方針・新旧対照表」を御覧願いたい。「1 基本原則」について、平成25年度の選抜方針では、(3)に県外からの出願承認に関する内容があるが、その承認は選抜要項に規定することとして、今回の選抜方針では全文を削除している。

次に、「2 選抜方法」であるが、(1)は入学者選抜の可否の判断基準を示したものであり、(2)は適性検査の内容を示したものである。その中の「志願理由書」については、面接時の参考資料として具体的に用いているため、(1)から(2)適性検査・エに移動している。

続いて、資料4ページを御覧願いたい。「平成26年度宮城県立中学校入学者選抜日程」であるが、公立高等学校の前期選抜や大学入試センター試験、私立中学校の入試の日程等の諸条件及び土曜日に実施することなどを勘案した結果、平成26年度の適性検査の実施日については、平成26年1月11日(土)とし、これに伴う手続き等の事務日程は資料に記載のとおりとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員 4ページの「平成26年度宮城県立中学校入学者選抜日程」の「1 県外からの出願承認願の受付」について、県外からの入学者数は何名程度であったのか。
高 校 教 育 課 長 県外からの具体的な入学者数は把握していないが、少人数であったと思う。

(3) 松島自然の家の移転候補地について

(説明者：教育長)

松島自然の家の移転候補地について、御報告申し上げます。

資料は、5ページから6ページとなる。

資料5ページを御覧願いたい。「1 概要」及び「2 経過」であるが、松島自然の家は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、現在の所在地である野蒜地区周辺が東松島市津波防災区域建築条例に基づく津波防災区域に指定されたため、現地での建替が不可能となった。このため、県教育委員会では、大学教授や利用者団体代表等の有識者で構成する「松島自然の家再建に係る懇話会」を設置し、移転先の検討を行ってきた。

本年10月に、当該懇話会から「東松島市立宮戸小学校及び周辺地区が移転候補地として最適である。」との御意見をいただき、津波防災上の安全性や特別名勝松島、農地転用等の各種土地利用規制の解除見通しなどを総合的に勘案し、御意見のとおり地域を移転候補地としたところである。

次に、「3 移転候補地及び再建施設の概要」であるが、宮戸小学校の敷地に本館及び宿泊棟、体育館を建設し、その道路向かいの農地にキャンプサイトや野外炊飯場、グラウンドなどのフィールドを設置する予定としている。

「4 移転再建に係る地元説明会」であるが、11月27日に宮戸市民センターにおいて開催し、周辺土地所有者、地元行政区長、東松島市行政関係者に御出席いただき、計画への賛同を得ることができた。地元からは、本年1月に移転に関する要望書もいただいております。再建に関しては大変協力的である。

最後に、「5 今後のスケジュール」であるが、平成28年度にフィールド業務を先行して再開することとしており、本館開設による全面再開については、平成31年度を予定している。

なお、このスケジュールについては、宮戸小学校の野蒜小学校への統合に伴い、同校の校庭に建設されている仮設住宅が解消され、その後、本館等の建設工事が順調に進んだ場合の予定となる。

県教育委員会としては、松島自然の家の一日も早い再建及び再開に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員 今後のスケジュールであるが、造成及び整備工事等の発注手続きを進めていく際に、その施工業者の選定においては、例えば、地元の業者が優先的に受注できるものであるのか。それとも、県の入札参加資格を有している県外の大手企業も参加することができるものであるのか。

生涯学習課長 現時点においては、具体的な発注手続きまで詰めていない。発注時には、その予定価格に応じ、入札執行の形態が異なるが、今回は一般競争入札による発注になるのではないかと思う。その際は、契約事務を所管する出納局で決められた基準等により発注することとなる。

遠 藤 委 員 移転候補地の宮戸小学校は、東日本大震災で被災していないのか。

生涯学習課長 この小学校は、東日本大震災時の津波による被害はない。また、地震による被害も少なかったため、現在も通常どおり使用している。

10 専決処分報告

(1) 第339回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第339回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから8ページとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年11月19日付けで当初提出分について、また、12月5日付けで追加提出分について、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、それぞれ11月21日及び12月5日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、予算議案であるが、資料4ページの「第339回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。当初提出していた「11月補正予算(第5号)関連」の「1 補正歳出予算の概要」であるが、一般会計歳出予算として869,684千円を計上している。

次に、「2 事業の概要」であるが、その主な内容は、被災幼児世帯に対する幼稚園就園支援として、対象となる市町から交付申請が提出されたことに伴う経費の不足分として833,089千円を、児童生徒の心のケアや教育活動の正常化を支援する緊急学校支援員の追加配置に要する経費として7,495千円を計上している。

次に、「3 債務負担行為」については、このページから5ページ上段に記載のとおり、婦人会館の指定管理者への指定管理料及び美術館の企画展開催に係る収入分配金等について、それぞれ必要な期間及び限度額を措置するもの、また、すでに議決を受けている県立特別支援学校校舎等建設工事等3件について、工事内容の見直しなどにより、債務負担行為の限度額等を変更するものである。

次に、追加提出している「11月補正予算(第7号)関連」については、東日本大震災復興交付金事業の幼稚園等の複合化・多機能化推進事業の交付可能額の通知を受けたことから、歳入予算に1,123千円を計上するものである。

次に、資料6ページの「第339回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。まず、条例議案であるが、議第253号議案「総合教育センター条例」については、教育研修センター及び特別支援教育センターを統合し、名取市美田園に整備中の県教育・福祉複合施設「まなウェルみやぎ」内に新たに総合教育センターを設置するための条例を定めようとするもの、議第255号議案「職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、教育庁所管の「県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」について、国・他県との均衡を考慮し、車賃等の額等について所要の改正を行おうとするものである。議第267号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」については、「まなウェルみ

やぎ」内に美田園高等学校が移転することに伴う位置の変更及び東日本大震災により被害を受けた者に係る県立学校の入学金等の免除の期間を延長するため、所要の改正を行おうとするものである。

次に、8ページの条例外議案であるが、議第275号議案「県行政に係る基本的な計画の策定について」については、宮城県スポーツ推進計画を策定することについて、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの、議第273号議案「指定管理者の指定について」は、婦人会館の指定管理者を指定することについて、議第276号議案「財産の取得について」は、気仙沼向洋高等学校の東日本大震災で流失した実習設備を新たに取得することについて、それぞれ地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

なお、これらの議案については、11月議会において議決されているものである。

本件については、以上のおりである。

(質 疑) ┆ (質 疑 な し)

1 1 議 事

第3号議案 平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、7ページから14ページとなる。

平成26年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、学識経験者等で構成する高等学校入学者選抜審議会に7月19日に諮問し、2回に渡る審議を経て、11月29日に答申いただいたものであり、その答申の内容を踏まえ、資料8ページから9ページにお示ししたとおり提案するものである。

なお、詳細については、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第3号議案について、御説明申し上げます。

資料10ページの新旧対照表を御覧願いたい。平成26年度の入試は、新入試制度となり2年目であることから、実施方法等の変更はないが、選抜方針として、入学者選抜の骨格と実施の方向性をより明確に示すとともに、各選抜の実施内容をより明確に表すため、文言に若干の修正を加えるものである。

まず、「1 基本原則」であるが、(3)に記載していた県外からの受験生の弾力的な受入に係る内容については、入学者選抜における配慮事項と考えられるため、その細部を定める選抜要項に規定することとして、今回の選抜方針では、その全文を削除したいと考えている。

資料11ページを御覧願いたい。「2 前期選抜」と、次のページの「3 後期選抜」であるが、学力検査等について、すべての高等学校で実施する旨の内容を(1)の文章内にまとめるとともに、その実施時間は、選抜要項に規定することとしているものである。また、「学校独自検査及び学力検査の満点及び配点を適宜定める」ことについては、前期選抜の重要な特徴であることから、選抜方針に明記するものである。

次に、資料13ページを御覧願いたい。「5 連携型中高一貫教育に関する選抜」については、実施の対象と内容を明記することとし、また、次の「6 社会人特別選抜」、「7 通信制課程に関する選抜」については、従前の選抜要項に記載していた内容を選抜方針に移行し、すべての種類の選抜を明記することとしている。

次に、資料14ページを御覧願いたい。参考として、「平成26年度宮城県立高等学校入学者選抜日程」を示しているが、この日程についても、入学者選抜審議会に諮問し、同審議会から答申を得たものである。「1 前期選抜・連携型中高一貫教育に関する選抜」については、実施日、採点処理日数、合格発表から後期選抜の出願開始日までの期間等を総合的に勘案した結果、実施日は2月4日(火)、合格発表日は2月12日(水)としている。

また、「2 後期選抜」については、第二次募集の実施日を考慮するとともに、高等学校及び中学校の授業等への影響をできるだけ少なくするため、実施日は3月6日(木)、合格発表日は3月12日(水)としている。

なお、この選抜方針については、本定例会で可決いただいた際には、速やかに市町村教育委員会に通知

するとともに、今後、これらを踏まえた上、実施要項を作成してまいりたいと考えている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	(質疑なし)
委 員 長	(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1 2 課長報告等

(1) いじめの問題への取組状況等に係る緊急調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

いじめの問題への取組状況等に係る緊急調査の結果について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから3ページと参考資料(4ページから12ページ)となる。

資料1ページを御覧願いたい。この緊急調査については、「1 調査の趣旨」に記載のとおり、いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するため、「2 調査内容・方法」のとおり実施したものである。

次に、資料2ページを御覧願いたい。「3 調査結果概要」であるが、文科省で実施した児童生徒調査の結果の「① いじめの認知件数」については、宮城県では9,579件であり、平成23年度の件数の5倍を超える状況となっている。また、「② いじめの解消状況」は、宮城県全体では78.0%であり、全国と同程度になっている。いじめの認知件数の増加については、大津市のいじめ問題に端を発し、学校等での認知に関する意識が高まり、軽微な事案も計上したこと、さらに、県教育委員会から月1回程度のアンケート実施を勧めたこともあり、調査頻度が高まったことなどによるものと考えている。このいじめ問題については、いじめの有無や多寡だけでなく、いじめが発生した際には、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応と組織的な取組が大変重要であると考えている。続いて、「③ 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられる件数」であるが、宮城県では11件、全国では278件となっている。その11件のうち10件はすでに解消が図られており、残りの中学校の事案1件は解消に向かっているが、現在も継続指導中である。次に、「④ いじめの態様」については、「冷やかしからい」、「仲間はずれ、集団による無視」が多くなっており、全国の状況とほぼ同様の傾向となっている。

次ページの「取組状況調査」の「① 平成23年度中に、児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施したか」について、小学校の実施率は96.0%、中学校は99.5%、高等学校は92.0%で、全国値と同程度であるが、特別支援学校の実施率は14.3%であり、全国値よりも低い状況となっている。次に、「② 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むのではなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応しているか」であるが、「通報しない」と回答したのは、小学校は29.1%、中学校は9.0%、高等学校は20.5%、特別支援学校では33.3%であり、全国値よりも高い状況になっており、今後も引き続き警察と連携を図っていく必要があると考えている。

次に、「(2) 今後の取組」であるが、これまでも「問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル」を作成し、市町村教育委員会に配付したり、高校生自らがいじめ問題を考えるフォーラムを開催したりするなど、いじめの問題への意識高揚及び取組の徹底を図ってきたところである。今後、小中学校については、いじめの問題の未然防止に係るリーフレットの作成及び配布や、「みやぎ中学生いじめ問題を考えるフォーラム」の開催等を予定しており、さらに、来年度以降は、学校を一校一校訪問しながら、県教育委員会と学校がともに、いじめ問題等について話し合う機会を設けてまいりたい。また、高等学校においては、未然防止、早期発見・早期対応に係るリーフレットを作成・配布するとともに、校内研修の積極的な実施を促し、特別支援学校では、他者との関わり方に関する指導をなお一層充実するよう努めてまいりたいと考えている。

今後とも、いじめの早期発見と対応に努めるとともに悪質ないじめが発生した場合には毅然とした対応をとることとし、いじめを生まない学校づくりのために、子ども同士の心の結びつきを深める取組や、互いに尊重する気持ちをはぐくむような取組を、各学校、市町村教育委員会と連携し、積極的に進めてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

3 ページの「取組状況調査」の「② 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むのではなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応しているか」について、宮城県の状況は、小学校から特別支援学校のすべてにおいて、警察に通報しない割合が全国平均より非常に高くなっている。その要因は、どこにあると考えているか。

義 務 教 育 課 長

学校と警察の連携について、警察によれば、学校から警察への通報が非常に少ないとのことであった。各学校では、その事案を内部で解決しようと抱え込む傾向があったのではないかと思われる。その傾向の改善を図るため、9月6日に臨時の学校警察連絡協議会を開催し、これまで以上に警察との連携を密にし、お互いに協力し合いながら、解決を図っていくことを確認した。また、11月22日には、定例となる第2回学校警察連絡協議会連絡会議を開催し、学校と警察との連携強化について、あらためて確認したところである。

佐 竹 委 員

7 ページ上段の「イ いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的にやっているか」について、宮城県は、「行っている」の割合が全国値より低い。今後、どのように取り組んでいくのか。

義 務 教 育 課 長

委員御指摘のとおり、非常に大事な部分である。今後、家庭と地域との連携を密にする、あるいは、地域に対する広報活動を積極的に行うなどの取組を進めることとしている。県教委としては、「行っている」と回答しているが、全県下において、その数値が100%となるよう、市町村教育委員会にも働きかけてまいりたい。

佐 竹 委 員

以前の定例会で、「実質的にアンケートの回数が増えたため、いじめの認知件数が増えている」と伺ったが、深刻ないじめの問題もある中で、「行っている」の割合が40%であることは、その問題の解消にはほど遠いものと思う。県教委が啓発・広報活動に取り組んだとしても、実際の学校現場等で真摯に受け止めなければ、全く意味をなさないのではないか。この前、私立高校で発生した問題のように、警察が介入するほどのダメージを残す体制が、この調査結果にも反映されているのではないかと思う。各現場で啓発活動等を「行っていない」割合が高い場合は、陰湿ないじめも多くなってくると思うので、家庭や地域にも理解していただけるよう、啓発活動に取り組んでいただきたい。

遠 藤 委 員

佐竹委員の意見と関連するが、6 ページの⑤の「ア 学校以外の教育相談窓口について、児童生徒や保護者、教師に対し周知しているか」の割合も低い数値となっている。これまでも、相談窓口のカードを各高校で配付していたと思うが、現在、それはどのようなになっているのか。

義 務 教 育 課 長

相談窓口の記載されているカードは現在も配付している。今回、研修センターの教育相談等の連絡先も変わるため、今後、それを改訂したカードを配付する予定である。

教 育 長

ただ今の佐竹委員の御指摘については、市町村教育委員会としての取組状況のアンケートである。今年、県教委と市町村教委との懇話会において、いじめ問題を集中的に取り上げて意見交換等を行ってきたものであり、全市町村教育委員会の賛同の下、年明けに「みやぎ中学生いじめ問題を考えるフォーラム」を開催し、中学生同士で話し合える機会を設けることとした。そのようなことも含め、市町村教委の所管する小中学校の保護者等に対しても、いじめ問題に関する意識を高められるよう促してまいりたい。

伊 藤 委 員

今回の調査については、いじめ問題に対する実態調査的なものであるが、本来であれば、このような調査を実施しなくなることが一番良い状態であると思う。現在の社会には、様々な情報を比較的容易に収集できる状況にあるため、子どもたちにも多くの情報が伝わり、判断を誤ることもあるのではないかと思う。一番大事なことは、いじめの状態に発展する前に防止することが必要であり、そのためには、明るい雰囲気の中で、日々の学校生活を過ごせることが理想である。そのためには、宮城県で推奨している“早

寝・早起き・朝ご飯”の徹底と、先生方の子どもたちへの声掛け、そして、元気な挨拶ができる学校にすべきである。子どもたちに挨拶しても返してこない場合もあると思うが、それを継続することにより、「あの先生、また言っている。じゃ、俺らも言うか」との意識が、だんだんクラスに浸透し、結果として、学校全体が明るくなっていくものと思う。そんな明るい雰囲気の中では、例えば、小さなことに対しても、日本人の良き言葉である「ありがとう」などの感謝の気持ちも芽生えてくるのではないか。子どもたちは、「おはよう」、「ありがとう」などの人に対する思いやりの気持ちを持つ人間に育ってほしい。そのような学校環境であれば、陰湿ないじめ問題も発生しにくくなると思われるため、雰囲気づくり、環境づくりを大事にしてほしい。すでに取り組んでいる内容であると思うが、なお一層徹底していただきたい。

義務教育課長

委員御指摘のとおり、学校生活においては、いじめを生まない心を育てていくことが大事である。今後配付するリーフレットには、基本的な生活習慣や規範意識、あるいは、授業の中で、人としての心を育てる取組事例等も含めて作成することとしたい。

教 育 長

伊藤委員の御意見は、特に重要かつ大切な内容であると考えている。また、義務教育課長から御説明申し上げたリーフレットなどの作成に併せ、来年度以降になると思うが、各学校を訪問しながら、いじめを生まない学校づくりに何が必要であるのか、現場の先生方と一緒に取り組んでいくこととしている。また、その取組の中では、朝の挨拶や感謝の言葉等、様々な提案も出されると思うので、各市町村教委と協力・連携し、全員で再確認していくような取組を進めてまいりたい。

(2) 平成25年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明者：高校教育課長)

平成25年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について、御報告申し上げます。

資料は、13ページとなる。

宮城県仙台二華中学校及び宮城県古川黎明中学校の平成25年度入学者選抜の出願が、12月7日午後3時に締め切られ、その出願者数がまとまった。

まず、「1 募集定員」であるが、2校とも昨年度より25人増員し、男女合わせて105人となった。

次に、「2 出願者数及び出願倍率」であるが、仙台二華中学校は666人で、昨年度の612人と比べて54人増加したが、出願倍率は6.34倍となり、昨年度の7.65倍と比べて1.31ポイント下がった。また、古川黎明中学校は273人で、昨年度の248人と比べて25人増加したが、出願倍率は2.60倍となり、昨年度の3.10倍と比べ0.5ポイント下がることとなった。

なお、出願者の男女の内訳は、記載のとおりである。

最後に、「3 適性検査」及び「4 選抜結果通知」であるが、適性検査は来年1月12日(土)に実施し、その選抜結果の通知は1月18日(金)に郵便にて発送する予定となっているものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) (質 疑 な し)

(3) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

先日、文部科学省から10月末現在の就職内定状況が発表されたが、本県の11月末現在の平成25年3月高等学校卒業者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料は、14ページから16ページとなる。

資料14ページを御覧願いたい。11月末現在の就職内定状況であるが、(B)就職希望者4,888人に対して、(C)内定者は3,852人となり、(A)内定率は78.8%で、前年同期よりも10.5ポイント上回った。平成15年度から毎月の調査を実施しているが、11月末の内定率としては、昨年度に引き続き過去最高を更新することとなった。

次に、中段以降の「概況」を御覧願いたい。「③ 県内外の内定率」については、県内が77.1%で前年同期より13.3ポイントの伸びていること、また、「⑤ 男女別の内定率」は、男子が80.8%、女子が76.2%となり、特に女子の内定率が、前年比で13.8ポイントの大幅な伸びを示していることにより、過去最高となっている大きな要因と考えられる。

次に、資料15ページを御覧願いたい。「平成24年度の主な就職支援策」であるが、資料に記載のような支援策等に取り組んでいる。

今後も、生徒一人ひとりの要望に応え、きめ細かな指導ができるよう関係機関と情報交換を行い、現在3年生の就職内定率が100%に達するよう、各学校に対して支援するとともに、効果的な対策を検討していきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

来年3月に卒業する生徒の内定状況が、過去最高の数値と聞き大変嬉しく思っている。その一方で、就職してから数年程度で辞めてしまう方々いるとの現状もある。就職先となる企業の経営者から聞いた話によると、「求人しても、なかなか集まらない」との現状があるとのことであり、現場の感覚としては、今回の就職内定率の話とは少し違う印象も受けた。

その離職についてであるが、就職後、数年間で辞めてしまうのは、企業にとっても、就職した生徒にとっても非常にもったいないことである。あまり喜ばしいことではないが、現状では、震災復興に伴う工事等の仕事もまだまだ多いと聞いており、1年間で、通常の3倍分の仕事を覚えられるとのことであった。多忙な日々を追われながら仕事を覚え、誰でも仕事が嫌になることはあると思う。その辛さに耐えられるように、例えば、就職支援の一環として、頑張って成功した企業人の話を聞く、「これから新しく社会人になるが、これまでの学生生活と大きく環境が変わる。自分も辛いこともあったが、気持ちを切り替えていけたから、今の自分があるんだ。」などのアドバイスを受けることによって、子どもたちが悩み迷った時に勇気を持って進んでいけるような取組も必要であると思う。各学校の就職担当の先生方が、そのような情報を提供していくことも一つの就職支援と思われるので、子どもたちの就職内定だけでなく、その後の離職に歯止めをかけるような取組も進めていただきたい。

高 校 教 育 課 長

伊藤委員の御指摘は、全くそのとおりである。県教委としても、国の労働局や雇用対策課等と連携し、3年離職問題を大きな課題だと認識して取り組んでおり、各学校の生徒には、可能な限り諸先輩の話を聞く機会を設けている。特に、就職内定した前後の時期に、様々なセミナーを開催することが効果的との情報もあることから、現在、就職支援委員を約10校に配置しており、離職問題の講話や就職に関する助言・指導等、委員御指摘の内容も含め、しっかりと対策を講じていきたい。

(4) 水産高等学校渡波校舎の復旧工事の進捗状況について

(説明者：施設整備課長)

水産高等学校渡波校舎の復旧工事の進捗状況について、御報告申し上げます。

資料は、17ページとなる。

「1 経過」であるが、水産高校の渡波校舎については、大震災による津波により、一階床上まで浸水したほか、地盤沈下による浸水被害が発生した。このため、本年1月に津波被災3校の再建に関する基本方針を定め、水産高校については、平成24年度中に渡波校舎を改修し復旧すること、そして、平成28年度末を目途に現地で新校舎を建設することとした。

平成23年5月から同じ石巻市内にある石巻北高校校地内の仮設校舎で授業を再開しながら、渡波地区の校舎等の災害復旧工事を進めてきた。その結果、これまでに、校舎及び体育館に係る災害復旧工事が一

部を除き完了したものである。

次に、「2 復帰に係る日程」であるが、渡波への復帰に係る日程については、12月17日に校舎棟の中間検査、現時点の予定ではあるが、21日には石巻北高校とのお別れ会、引っ越し作業を経て、冬休み明けの1月8日には渡波校舎での開講式により、授業を再開できる見込みとなっている。

なお、昨日、工事の中間検査があり、無事に合格したとのことであった。

最後に、「3 今後の予定」であるが、今後は、年度内を目途に残る実習棟と外構に係る復旧工事を進めるとともに、新校舎の建設に向けた準備を開始してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員 水産高校は地盤沈下の影響により、学校周辺が水で囲まれていた状態となっていたと思うが、現在は解消しているのか。

施 設 整 備 課 長 水産高校周辺では、1年前ころから冠水は発生していない。

青 木 委 員 水のポンプアップなどの対策により冠水しなくなったのか。

施 設 整 備 課 長 仮設堤防の設置や満潮時対策によるものと聞いている。また、委員御指摘のとおり、その地域内の海水対策が取られ、冠水しなくなったものと思われる。

13 資料(配付のみ)

(1) 平成26年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について

(その他)

教 職 員 課 長 前回の第834回教育委員会定例会で御報告申し上げた「平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について」の資料の数値に一部誤りがあったため訂正する。ただ今配付した資料の「3 名簿登載者数」の「平成25年度選考」について、「名簿登載数」欄の「中学校：104名」及び「中・高：48名」に誤りがあり、正しくは「中学校：103名」及び「中・高49名」となる。
なお、受験倍率に変更はない。

14 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成25年1月17日(木)午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後3時47分

平成25年1月17日

署名委員

署名委員